

広島県告示第三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

尾道市因島外浦町字内梶二〇三四四の四、二〇三四五の五、二〇三五一の二、二〇三五一の四、二〇三五一の五、二〇三五三の二、二〇三五四の二、二〇三五四の四、因島鏡浦町字小鏡甲二〇七四四の一、乙二〇七四四、二〇七五四の五、二〇七六六の二四、二〇七六六の二五、因島三庄町字家老渡二一一九〇の四、字安郷二一一九六の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅